## わが国における英語教育存廃論の系譜

## 首 藤 信 一

A History of the Argument for and against the Abolition of English Language Education in Japan

## Shin'ichi SHUTO

## はじめに

わが国における外国語学習は、江戸時代後期、文化5年(1808年)のフェートン号事件をはじめとする国際情勢の変化を契機として、それまで西洋学術との唯一の接点であった蘭学から、新しく興った英学へとその中心を移していった。万延元年(1860年)には幕府の蕃書調所(さまざまな変遷を経て後の東京大学)の正課としてオランダ語に代わって英語が採用さればし、さらに、明治19年(1886年)には、文部省の定めた「中学校令」で英語が必修の第1外国語となり(#2)、学校教育においても英語が主要な位置を占めることとなった。

以来、わが国の中等教育において英語は常に 最も重要な外国語とされ、英語教育は外国語教育とほとんど同義語になった。教育課程編成上の順序とは関係なく、俗に、戦前は「英、数、国、漢」、戦後は「英、数、国、社、理」と称され、一般の意識の中では、中等教育における筆頭の地位をさえ与えられている。

それにもかかわらず(あるいは、それ故に)、 外国語(英語)教育は、大正期以来繰り返しその廃止論が唱えられ、指弾の対象となってきた。 それは、とりもなおさず、中等教育における英語教育の価値が絶えず問われ続けてきたことを意味し、また、(廃止論が繰り返されるという ことは,) 英語教育の存在価値が未だ明確にされないままであったことを意味している。

本稿は、これまでに発表された外国語(英語) 教育廃止論とそれに対する反論のうち主要なも のの論理のあとをたどり、整理することによっ て、でき得れば、いかなる廃止論にもゆらぐこ とのない英語教育固有の価値を明らかにする糸 口を見いだすことを意図している。

(なお、論争にかかわる原論文を要約するに当たっては、論理の道筋と原文のもつニュアンスをできるだけ保持しながら、最小限に要約することに努めた。また、タイトルを含め引用はすべて、旧漢字、旧仮名遣いを現代のものに改めてある。)

#### 1 大岡育造「教育の独立」(1916年)

わが国の英語教育論争史上欠くことができないものとされている論文のひとつに、大正13年(1924年)6月22日の東京朝日新聞に掲載された杉村楚人冠の「英語追放論」がある。

これは、その4日前の同紙に載った、海軍少 佐福永恭助の「米国語を追い払え」(日本から の移民をすべて排除した米国の移民法改正に反 発して起こった米貨排斥運動にならって、米国 語を排斥しようと呼びかけたもの)に触発され て書いたとされているが、ここにはそのような 政治性はないことを筆者自身が断っている。 ただ、この「英語追放論」は字数にしてわずか1,000字余り、内容も、中学校で1週に10時間、3、4年教えても卒業したらすぐ忘れてしまい小説も新聞も読めない。そんな無駄はやめて、英語は高等学校から始めればよい。どうしても中学校から始めるのなら、高等学校に進もうという志望者に「随意科」として教えればよい、というだけのものである。これが世間の耳目を集める記事となったのは、おそらく、時勢をとらえるジャーナリスト特有の感覚の鋭さと表現の平明さ(だれでも共感できる内容)のためであったと思われる。

「英語追放論」に比べればはるかに「論」の体をなし、英語教育存廃論として重要と考えられるのは、大正5年(1916年)10月5日の「教育時論」第1133号に掲載された、大岡育造の「教育の独立」と題する論文である。大岡は衆議院議長を2度歴任し、大正2年の第1次山本権兵衛内閣では文部大臣を務めた。

この論文は、これよりさらに11年後の昭和 2年(1927年)に発表され、論争史上最も有 名な論文のひとつとなる、藤村作の「英語科廃 止の急務」の原型とも言えるもので、その意味 からも重要な論文である。

要旨は次のとおりである(ita)。(以下, 『 』で囲んだ部分は, 「 」の中に用いた場合以外は、すべて要旨である。)

『ここで言う教育の独立とは,教育の分野に おいて外国に対してひとつの国家として独立し ているということである。

わが国の中学校において, 英語を必修教科と し, 多大の時間を費やしていることは, 「教育 の独立」という観点からみて疑問がある。

専門学科の研究に必要な外国語を必修とする ことは大切なことであるが、一般国民としての 知識を修める中学校において特定の外国語を必 修とすることは大きな誤りである。

植民地である属国が本国の国語を必修とすることは当然であるが、厳然たる独立国が普通教育において特定の外国語を必修とする理由はない。

明治の初年から英語を必修教科としてきたために、わが国民は英国化されてしまい、英国を 過度に尊敬し信用するという弊害が生まれている。

以上の点から、中学校より外国語を排除すべ きであると考える。

中学校から外国語を排除することによって、 国民的独立の精神が養われることの他に、①生徒の負担が軽減される(上級学校に進学する少数の生徒以外の大多数の生徒にとって外国語を 学ぶことは不必要な負担となっている)②教育 費が軽減される③外国語の時間を他の教科のために有効に利用できる、などの利点が生じる。

中学校の英語を廃止すると,一般の知識水準が低下するのではないかという反論が予想されるが,それを防ぐために,国家が翻訳局を設けて,外国語で書かれた著名な書物を翻訳して安価に提供し,新しい知識を一般に普及させればよい。』

この論文に対していくつかの賛成,反対論が「教育時論」に寄せられ,論争は翌年の2月まで続いた。まず反対論を述べたのは、早稲田大学教授,法学博士の浮田和民で,

『中学校において外国語を必修としたために 国民の独立の精神が危うくなるとは考えられないが、仮にその恐れがあるとすれば、問題は外 国語を課すこと自体にあるのではなく、誤った 教え方をしていることにある。外国語の習得に は特殊な才能が必要なので、必修としないこと には賛成である。』(大正5年10月25日「教育 時論」第1135号)と述べた。

つづいて、第1138号(大正5年11月25日)で、東京外国語学校教授村井知至が「中学校における英語教育の拡張」を発表し、同じく反対を唱えた。

『普通教育を主眼として,一般国民的知識を 習得するところである中学校においては,外国 語を必修とすべきである。なぜなら,これから の日本は,国威の伸張,文明の発達,交通の利 便,国交の親密などの点で,世界の中の日本で なければならないからである。

中学校で習得した外国語の知識が卒業後役に 立たないと言われるのは、その教授法が不完全 だからである。

わが国における外国語教育の目的は、属国民 を本国化することとは違って、国民の海外発展 と世界的向上とにある。その点、大岡氏の論旨 は鎖国主義的である。

国民が英語を修めたために独立精神が失われ たということには何ら実証するものがない。

中学校の英語教育は廃止どころか一層拡張すべきである。すべての教科を英語の教科書で教える(日本精神を英語で教える)ことが英語習得の近道である。精神教育がさらに必要とあれば、国家による翻訳局の設置ではなく、精神教育機関を完備すべきである。』

これに対して、大岡育造は第1140号(大正5年12月15日)に「再び教育の独立に就いて(村井教授の反省を促す)」を書き、さらに村井知至が第1141号(12月25日)で「英語教育問題について大岡育造氏に答う」を書くというかたちで、両者の間に応酬が行なわれた。しかし大方の論争がそうであるように、再論は初論の反復、補強にすぎず、さらに感情が混入し、論旨の発展はみられない。

大岡の「教育の独立」を注意深く読むと、中学校において特定の外国語を「必修」とすることへの反対を述べながら、そこから一挙に後段では「中学校より外国語を除くべし」と主張し、論理の飛躍がみられる。前段の「必修反対」だけであれば、その理由となっている「外国語を必修科とすることは独立国として許されない」という時代の特殊性を除けば、「必要な者だけが履修すればよい」という、現在でもあり得る主張であり、浮田論文が賛意を表明しているように、さほどの論争は引き起こさなかったと考えられる。

なお、反対論として発表された、浮川、村井 (両者とも米国の大学で学んだ経歴をもつ) 両 論文がいずれも、英語教育がその所期の目的を 達しえないのは、英語教育そのものの価値に関係なく、単に教授法が拙劣であるにすぎない、 としていることは興味深い。

### 2 藤村作「英語科廃止の急務」(1927年)

昭和2年(1927年)雑誌「現代」5月号に 東京帝国大学教授(国文学)藤村作の「英語科 廃止の急務」が掲載された。

この論文は大きな反響を呼び、「現代」はその後、10月号に至るまで毎号この問題を取り上げ、英語教育関係者だけでなく、各界各層の多数の人々が英語教育に関して意見を述べた。

この論文は、わが国における英語教育の有り様のみならず、その存在価値を根本から問い直す契機となった、きわめて重要な論文と言えよう。

その要旨は次のとおりである。

『わが国はこれまで、欧米諸国に伍していくために、科学文明を輸入するなど、欧米の模倣に努めてきた。その方針に間違いはなかったが、一方では時代の変化に応じて適切な改善を施すことが必要で、教育制度においても例外ではない。教育制度の改善では、まず外国語科を処分することである。

わが国の中等教育では、外国語に多くの時間 数を割いており、生徒にとって大きな負担となっている。国民生活に外国語が必要欠くことの できないものであればその負担も止むを得ない が、その必要性が疑わしい以上、外国語科の処 分を考えることが急務である。

学校種別に英語科の要不要を考えてみる。

まず、小学校補習教育においては不必要である。存置論者のあげる理由は、小学校補習教育を受ける青年はおおむね商業に従事する者で、外国商品のレッテルや看板の英語を読むのに必要ということであるが、実際には、それが読めなくても何の不便もない。

わが国が強大国となれば,一般国民も英語を 身につけておく必要があるという説があるが, 外国に移住したり、商用で外国に行ったりする ことがあれば、その必要が生じたときに考えればよい。

英語は単に英国の国語ではなく世界語だから 教えておかねばならないという説もある。が、 学校で少しぐらい習った英語では本場で役に立 たない。普通教育では真に必要なことだけを教 えねばならない。

次に中学校について考える。中学校令には中学校教育を普通教育として考える立場と高等諸学校の予備教育として考える立場とが示されている。

まず、中学校を国民普通教育としてみた場合、外国語科を置く必要はない。なぜなら、現在のわが国で英語を必要としているのは、限られたごく一部の人たちで、大多数の普通国民はその必要を感じていない。印刷物がこれだけ発達普及しているのだから、外国書から直接知識を得る必要がない。

次に、高等諸学校の予備教育としての中学校の外国語科については、大学に進む者と専門学校に進む者とに分けて考えなければならない。

専門学校へ進む者は卒業後社会の実務につくのが普通であるが、常に外国の文書を取り扱ったり、外国人に接する者はほんの一部である。わが国が独立国として発展していくかぎり、国語を用いることができれば事足りる。

大学に進む者にとっては、学術研究のためにいくつかの外国語に通じていることが必要であるから、大学以前のどこかで外国語を習得させる制度が必要である。それには二つの案が考えられる。

ひとつは、1府県に1校ないし2校の中学校にのみ外国語科を置き、真に将来学者となり得る者を厳選して入学させる。一方、官庁や会社でも学歴ではなく能力に応じて採用するようにする。そうすれば人々は無理をしてまで子弟を大学に入れる必要はないと悟って、大学の門戸が狭くなったとは感じないであろう。

もう一つの案は高等学校から外国語の学習を 始めるというものである。外国語学習の目的は 外国人のように外国語を使えるようにすること ではなく、学問研究のうえで外国書を読むとい うことだけであるから、外国語学習の重点を読解において集中的に行えば高等学校から始めて も決して遅くはない。

人々が中学校、専門学校、大学へと進みたがるのは、主として職業を得るためと立身出世のためである。大学をその本来の目的に向かわせるためにも、国家の制度や社会の意識を変える必要がある。

官庁、銀行、会社等の採用に当たって学歴が重んじられる背景には、外国語の能力を重視する考え方があると思われるが、現在の社会の実情からみて、それは無意味である。学校における外国語科処分のためには社会における採用選考に当たっての人々の意識の変革が必要である。

中学校の外国語科を廃止した結果,外国の書物から直接知識思想を吸収できなくなる事態が予想される。その対策として,大翻訳局を設置する。

大翻訳局は、各科専門の学者を委員とし、外国語に精通し、しかも国語に詳しい人を翻訳官として、委員が選択したものを翻訳官が訳して公刊する。選択の基準は現代の学問思想に最も有益な著述物とする。

以上述べた外国語科処分に関する意見は現代 の国民生活に外国語は必要ではないという考え にたったものであるが、それはまた同時に、国 民に自覚、自尊を促す必要があると考えてのこ とでもある。

国民生活を創造的にするためには、白人に対して日本民族は劣等である、自国の文化は低級であるというような考えは捨てて、真の白覚、自尊をもつ必要がある。明治以来の因習で破るべきものは破って新しくすることが急務である。そして外国語科の処分は急務中の急務である。』

論文は1万5千字に及ぶ長文であるが、(主張するところの当否は別として)論旨は整い、間然するところがない。論理の展開は精密で、提案も具体性に富んでいる。予想される反論に対する防御や改革案を実施すれば生じるであろ

う弊害の予防策まで周到に用意されている。

これに対して、はやくも「現代」の翌6月号では、東京高等師範学校付属中学校主事斎藤斐章が「一日も早く改めたい」と題する一文を寄せて賛意を表明したのをはじめ、多くの意見が寄せられたが、中学校の外国語科は現状でよいとする意見はほとんどなかった。この論文にはそれだけの説得力があったということの他に、世の多くの人々が中学校の英語教育について疑問を抱いていたことの証左であろう。

ただ、すでにふれたように、論旨自体は、前掲大正5年の大岡論文と共通する点が多い。つまり、①一般国民に外国語の知識は必要ない②外国語の学習は専門の課程において行えばよい③外国語をなくすことで生徒の負担が軽減される④知識水準の低下は(大)翻訳局の設置で防げるなどの点である。岡倉由三郎から「藤村作氏の反省を促す」(「現代」昭和2年8月号)の中で、「もうこれまでに散々考えられもし述べられもし来った陳腐なもの」と評されている。

上記の共通点の他に、両者が中学校から外国 語を排除する提案を思い立った背景に、大岡に おいては独立国家の体面を維持したいという考 え、藤村においては国民に自国の民族と文化に 対する自覚と自尊心を喚起したいという考えが あるところも類似している。

藤村論文に対しては、当然、英語教育関係者から反対論が寄せられた。早稲田大学教授帆足理一郎は「現代」7月号に「廃止には反対である」を書き、藤村論文に真っ向から反対した。

『明治以来わが国は欧米の制度文物を取り入れてきたが、その結果、わが国ももはや一等国に加わったと過信し、また一方では自国の文化をあらためて認め、民族的、国民的自意識を深めつつある。このような意識や自負心が外国語を必修とする必要はないとする議論を誘発している。

外国語をわが国の普通教育から排除せよという主張の論点の第一は、外国語学習の負担が過重で、多くの時間をかけても、得られる能力は十分でないということである。この非難はもっ

ともなことではあるが、普通教育は実用のみを 目的とすべきものではない。

廃止論といっても、全廃を主張する者は少なく、自由選択にするか特殊な中学校のみに外国語をおき、上級学校進学者だけを厳選して入学させるという主張である。しかし、初期の段階で機械的なドリルを必要とする外国語学習を生徒の選択に任せれば大部分の生徒はこれを避けるであろう。また、特別な中学校を設置して外国語を課すようなことをすれば、今日みられる入学競争を永続化することになる。厳選された生徒が必ずしも学究となる素質があるかどうかは分からない。むしろ外国語をかなりの期間学んだあとにこそ分かることである。

諸外国の思想を取り入れるために大翻訳局を 設ければよいという説であるが、外国語を翻訳 を通して理解することでは十分とは言えない。 今日でもすぐれた翻訳は少なく、政府の設けた 翻訳局に翻訳を任せることは国民の思想の発展 の自由を奪うものである。

ある学科の教育価値を論じるとき、教育価値を実用価値と教養価値の二つに分けて考えねばならない。外国語は実社会において使われている範囲が狭いために、その実用価値が疑われるとしても、そのことをもって教養価値にも乏しいものと即断することはできない。

普通教育の目的は特殊な職業人を育成することではなく、むしろ人間としての幅広い教養をもたせることでなければならない。教養価値を無視してただ実用を追い求めることは教育を職業的要求に隷属させることになる。

人間的教養を育てる教材は広い意味の文学書に求められる。とくに道徳的理想の色合いが濃く、宗教的情操の豊かな英文学に親しませることの教育的価値ははかり知れない。

原文の意味を十分に伝えることのできない翻訳では外国文学の鑑賞は不可能である。たとえ中学校の教材が幼稚なものであっても、翻訳ではなく原語を通して苦心して読み取った思想内容は永遠の財産となる。この教養的価値を疑うことはできない。

自国の文化を批判し改善するには、常に他国

の思想や人情や風俗を十分に理解し、他国の見 地に立つことが必要である。それは人間精神の 直接的表現としてのその国語によってしかでき ないことである。

思想の進歩は学問や研究の自由、他国との思想交換の自由に基づくもので、言語の理解がその前提となる。

各分野において世界各国間の関係は今後密になる。意志の疎通は外国語の国民的理解によってはじめて可能である。

世界的にみても、先進国はいずれも普通教育において他国語を重視している。外国語を学ぶことの教養価値を深く認識しているからに他ならない。

外国語の学習が我々にとって困難であること はその教育価値と関係がない。学習の困難は教 授法の拙劣さによるところが大きい。上級学校 への予備教育に力を注ぐあまり、中学校の英語 は外国語学習の本来の目的からはずれてしまっ ている。中学校の英語の教育価値を高めるため にはまず高等学校の入学試験を改め、中学校の 学習法を改善することが必要である。

言語の習得には記憶力の最も旺盛な時期を当てるべきで、英語は小学校4、5年より始めるのが適当である。

今日の普通教育から実用価値も教養価値もなくなっているのは試験地獄のためであるから、外国語問題に関連して学制改革を行わなければならない。現在ある4校種のうち1校種をなくして、小学校8年、中学校(高等学校と称してもよい)4年、大学4年とし、小学校を尋常4年、高等4年に分け、高等1年から、上級学校に進学を希望する者にのみ、英語を課す。

外国語は小学校4年、中学4年をかければ相当に役立つものとなろう。外国語の学習は適当な時期に適当な方法で教育すれば、その教養価値はもちろんのこと、実用価値においても期待にそえるものとなる。

わが国の人口は多く、海外に発展しなければ 国運も危うい。海外発展の第一の要件は常に外 国語に親しみ、視野を広げておくことである。

外国語教育の本質的価値は疑う余地はない。

それが現在実効をあげず、実用に適しないという非難があるのは、ただその教授法が誤っており学校制度に欠陥があるからにすぎない。外国語必修の廃止より、むしろ外国語学習法の改善こそ急務なのである。」

反駁は藤村論文の主張のすべての点にわたって余すところなく行われている。冒頭で、この時期になって英語科廃止論が浮上したことの背後にある、国際社会におけるわが国の位置に関する国民の意識の変化をも鋭く指摘している。本論にふさわしいすぐれた反論と言うべきであろう。この藤村・帆足論争は後年行われる論争とも重なり合う部分が多く、大正期以来の英語教育存廃論の典型とも言えるものである。

帆足の提案は藤村に劣らず具体的で、藤村が制度の改革を言いながら、学歴偏重の採用試験の改革を提案するにとどまり、現行の学制はそのまま前提として論を進めているのに対して、帆足の場合は、中学校の英語教育を変則なものにしている高等学校入試の改革を唱えるだけでなく、学制そのものの改革にまでふれており、さらに、英語教育の始期を早めることも提案し、藤村よりはるかにドラスティックである。

しかし、帆足論文において何よりも特徴的なことは、外国語教育の価値を論じるために「実用価値」と「教養価値」の二つの概念を導入したことである(#4)。この概念はその後長く、現在に至るまで英語教育界で目的論を論じるときに援用されることとなった。英語教育関係者は、英語教育の「実用価値」が疑われるたびに、この「教養価値」という砦に立てこもり防御したのである。

帆足は、わが国における外国語教育の実用価値はないことを率直に認めたうえで、その教養価値を強調しているのであるが、そのことを含め、帆足の論調には、英語人らしく英語教育を擁護しようとする思いが余って、英語関係者にはともかく、一般には論理の飛躍(のちに加藤周一の言う「話が大げさ」)ととられかねない箇所が随所にみられる。公平にみて、一般への説得性においては藤村論文に及ばないというべ

きであろう。

藤村論文に対して、当の英語教育に直接携わる者からの反論は、当然のことながら、数多くなされた。東京高等師範学校英語部が昭和2年10月に発表した「わが国中等教育における外国語」はその中でも最も論理的、具体的なものであろう。

『今日の世界においては、たとえ自国が優等の地位にたっても、他民族の文化に触れ、その生活を理解することが人類の幸福に必要不可欠である。いたずらに他国を排斥したり盲目的に崇拝したりすることを防ぐためにも、他国の言語を学び、思想知識を取り入れ、相互の意志疎通をはかることが必要である。また、外国語学習には通商貿易など実用上の利点もあり、一般知能の訓練という教育的価値も大きい。世界の大勢にしたがって、わが国でもひとりでも多くの国民が外国語を学ぶべきである。

わが国において学ぶべき外国語は英語だけではないが、中でも英語を主とすべきなのは、英語を母国語とする人、英語を理解する人の数が世界で最も多いからである。

中学校における到達目標は基礎的な力をつけることとし、①言語材料(単語、連語、文法形式)を最も平易で頻繁に使われるものに限定する。②制限された言語材料を了解(読む、聞く)、発表(話す、書く)の分野で相当程度まで運用できる力を養う。

言語は知識であると同時に技術である。技術の上達には十分な反復練習の時間が必要である。したがって、少なくとも毎日1回の授業(少なくとも40分)が必要である。1学級の生徒数は30名以下でなければ効果は望めない。

外国語教育には二つの面がある。ひとつは、 外国語を知識として、必要な言語材料について 教えることで、もうひとつは、言語材料を了解 と発表の両面において応用として練習すること である。わが国の外国語学習者の多くにとって 必要なのは「読む力」であるとしても、その 「読む力」を養ううえにもこの練習は欠くこと のできないものである。 わが国の外国語教授法は教師の学力向上と方法の改良とによってその効果が近年次第に現れてはいるが、なお改善を要する点も多く残っている。①教材の選択において、頻繁に使われる平易な材料を避けて難しすぎるものを用いる傾向がある。②言語材料を扱う際に意味の説明に多くの時間を費やし、実地練習が不足している。③日本語による意味の説明は必要な場合に限ること。④実地練習には眼に訴える方法に偏らず口と耳による方法を用いること。⑤生徒自身ではほとんど不可能な予習独習を強制しないこと

「英語は骨折りばかり多くて効果が上がらない」とよく言われるが、それはここに述べた無益有害なことに力を注いだからで、それを改め、有益有効な方向に努力しなければならない。』

述べられていることにいささかの誤謬もない。英語教育者としての危機感と改善に向かう誠実さも明白に読み取ることができる。提案も実際的である。しかしながら、この提言もまた、藤村論文の説得性に対抗し得たものとはとうてい考えられない。ここで行われている議論は、一般の目にはあまりにも専門化した狭小な世界の議論としかうつらず、「外国語教育の必要性」も「外国語教授法の改善」も納得しがたいものであったと思われる。しかも、英語教育界は、以後現在に至るまでの「改善の努力」をもってしてもなお、世人を納得せしめる成果を生むことはできなかった。

## 3 加藤周一「英語の義務教育化に対する疑問」 (1955年)

わが国は、昭和6年(1931年)の満州事変に始まり、昭和16年の太平洋戦争の開戦を経て、20年の敗戦に終わる長い戦争への道を歩むこととなるが、その間、英語教育の存廃について目立った論争は行われていない。英語科の廃止あるいは削減を主張するいくつかの論文はあるが、それに対して反論らしい反論はなされなかった。

外来語が敵性(国)語として排斥された時代である。そのような時代にあって、英語科の削減、廃止はすでに当然のことであり、文字通り「論をまたない」ことであったと思われる。

昭和17年には文部省が女学校の英語を選択教科(週3時間以内)とする措置をとり、18年には中学校(修業年限を4年に短縮)においても1、2年においてのみ必修、他は選択科目となった。さらに、19年には女学校から外国語がなくなり、中学校では上級学校進学者にのみ英語が課された(115)。

これまで(また,その後も)どのような英語 教育廃止論によっても,現実の教育課程にあら われる形の「実害」を被ることのなかった英語 教育界がこの時はじめて,物理的な打撃を受け たと言うことができよう。大方の英語教育者は この暗黒の時代に,息を凝らして身をひそめて いた感がある。

戦後、「進駐軍」の到来によって生じた英会 話ブームとともに、一転して明るい時代を謳歌 していたわが国の英語教育界に、終戦から10 年たった昭和30年、それまでになかった形で 批判が投げかけられた。

昭和30年(1955年)12月,日本経営者連盟から「新制大学卒業者の英語の学力に対する産業界の希望」という要望書が語学研究所に提出された。これは,採用される大学卒業生の英語力があまりにも低いことから,中・高・大の一貫した語学教育によって,少なくとも,外国文献を読みこなす程度の語学力と会話力、さらに語学を絶えず勉強する習慣等をつけて送り出してほしいという要望であった。この後,事あるごとに,わが国の英語教育界は「外部の」人たちから常に「英語教育は役に立たない」という厳しい非難にさらされ続けることになる。

同じ年、評論家加藤周一が雑誌「世界」12 月号に発表した「信州の旅から―― 英語の義 務教育化に対する疑問」もまた、論議を呼んだ。 周知のように、戦後の新制中学校の教育課程で は選択科目として外国語(英語)が採用された が、これが「学校選択」という形で事実上の必 修科目となっていた。 加藤論文の要旨は次のとおりである。

『信州のある町で県の高等学校がアチーブメントテストに英語を加えようとして小・中学校教員が反対している。高等学校側は英語教育は早く始めないと能率が悪いと言い、小・中学校側は英語がテストに加わると事実上の必修科目となり、ほかにも教えることは多いのに困ると言う。

外国の植民地ならともかく,この地ではあらゆるものが日本人のために日本で作られたもので間に合っている。日本の田舎に住んで働く全労働人口のおよそ半分が外国語の知識を必要とはしないだろう。

英語教育を早い時期から始めることには賛成である。しかしそれは英語の知識が役に立つということを前提としての話である。一生のうち英語の知識を役立てる機会のまずない者に英語教育を事実上強制することはあってはならない。他に教えなければならないことはいくらでもある。

フランスでは12歳の子供が自国の17世紀の 文学を語る。日本では大人でも考えられないこ とである。それは両国の教育の違いにある。日 本の教育では外国語を偏重し、日本語を軽んじ ている。しかも日本語はフランス語にくらべて 時代による違いが大きく、学習の困難なことば である。日本人の精神生活を養うために、アメ リカ製の缶詰のレッテルを読むことが江戸文学 を読むことより役立つとは思えない。

英語教育によって中学生が国際的・世界的視野でものを考えるようになるというのは空想にすぎない。週に4時間、「子猫はねずみをとらえる」というようなことから始めて国際的な視野が開かれるとは思えない。

将来外国語の知識を必要とすることが予想される子供に、早くから外国語を教えることに反対しているわけではない。しかし義務教育に近い形で、日本中の大部分の子供に英語を教えることは、まったくの無益有害である。』

原文は軽妙なエッセイふうに書かれていて,

興味ある読み物となっているが、主張されているところは最後の結論の部分につきる。昭和初期以来繰り返されてきた論点である。

これに対して、評論家臼井吉見が「全面的に 賛成」意見を述べ、両者に対して、東京大学教 養学部助教授(英文学)中橋一夫が昭和30年 11月16・17日付けの東京新聞に「中学校の英 語教育について」を書いて、反論した。

『中学校から英語の時間をなくせば、英語の 学習は特殊な学校、塾、あるいは個人教授に頼 らなければならない。しかしわが国の家庭の 90%にその余裕はない。そういう家庭の子供 は英語を学ぶ機会を失い、はじめからハンディ キャップを背負うことになる。どうしてもやり たくないという生徒のために選択科目にしてお いてもよいが、中学校では一応英語を学ぶ道が 開かれていることが望ましい。

わが国では大部分の者にとって英語などは不 必要だという議論がある。それは事実であるが、 中学校の科目はすべて実際の必要だけで教える べきものではない。

加藤氏は英語教育によって中学生が国際的・世界的視野でものを考えるようになるとは考えられないと言うが、英語を学ぶことによって、自分以外の世界の存在を身にしみて感じることに意義がある。「これは本です」ということばが英語で言われるのを知ることは子供にとって大きな驚きである。そのショックは子供の意識の底に残り、英語を忘れてしまった大人になっても、その人間の意識を支配する。』

「将来役に立たないこと」をなぜ「すべての子供に」という加藤の疑問に答えて、外国語を知ることによる「ショック」を説く。しかし、それがすべての子供に与えられるべき普遍的な価値を有するものであることをさらに立証しなければ、反論は成立したとは言えないであろう。

「読者からたくさんの手紙を受け取り、また 新聞でたくさんの人が私を批判した文章を読ん だ」加藤は、翌昭和31年2月号の「世界」に 「再び英語教育について」を書き、反論に対し て答えている。初論はのびやかな文章であったが、再論からはそのゆとりが消えている。おそらく、反響の大きさへの戸惑いと、反対論が加藤の主張するところと噛み合っていないことの苛立ちがあったのではないかと察せられる。それは、随所にみられる皮肉めいた口調にもあらわれている。

『批判の第一は教育の機会の平等ということであった。「将来英語を必要とすると考えられる」子供にだけ英語を教えるとして、果たしてどの子供がそうなのか分からないということである。その議論はもっともである。しかしそこから、日本中のどの学校でも同じように英語を教えるべきだという結論は出てこない。

一生のうちに英語の知識を必要とする地方の中学生は百人に一人あるかどうかであろう。問題はどうしてその一人を選び出すかということである。たとえば、英語の時間を一部の学校に限定し、しかも個人の選択に任せる。希望者が多ければ試験で数を少なくし、教授内容も今の程度の何倍かに高める、などが考えられる。

英語の実用という面から明らかなことは次の 3点である。①日本の中学生の圧倒的多数は、 仕事のうえで将来英語を使う機会がない。②実際に使う必要のある場合、今の中学校、高等学校の卒業生の知識ではきわめて不十分である。 ③したがって、全国の中学生に漫然と不十分な教育をほどこす代わりに、一部の生徒を徹底的に教育する方法を考えるべきだ。

批判の中には、中学校の英語教育は実用的なことばかりが目的ではない、もっと高遠な精神的な面を考慮すべきだという意見が多かった。

「合理的なものの考え方を教える」,「国際的な視野を与える」,「自分以外の世界の存在を知らせる」などである。

中学校の英語の教科書を見るにつけても、その「ジャックやベティ」によって「合理的な思考」、「国際的な視野」、さらには「自分以外の世界の存在」とは、大げさすぎるのではないかと思う。英語に神変不可思議な力があると言われてもにわかには信じがたい。

反対論はほとんどが英語教育の専門家、つまり、英語教師からであった。かれらは英語の知識はあるが実地に使ったことのない人たちである。私たちには自分で実地に使った経験がある。そこから引き出される結論は、「日本語ですんだらどんなによいか」ということである。

日本人の一部にとって英語は必要悪である。 その「悪」という切実な感覚と経験とがなく、 必要だけを正面にたてると、話は単なる理屈に なってしまう。

今までの英語教育のやり方では実利実用に適していない。やる以上は使いものになるようにしなければならないが、1週4時間幼稚な教科書で英語をよく知らない教師から習っていたのではだめで、詰め込み主義に徹し、英語の教師は半数を英国人とすべきである。』

主張するところは初論と変わりないが、提案 は一層具体的になっている。英語教師への手厳 しい批判も特徴的である。

議論の底流にある「理屈ばかり述べても、実際の役に立っていないではないか」という感情は、「英語教育の専門家」でない人々が等しく 共有するところであろう。

加藤の所論からは、英語教育に期待するものはいわゆる「実用価値」だけであり、その「教養価値」はまったく認めないという強固な確信を読み取ることができるが、これはきわめて直截に一般の英語教育に対する考え方を表しているものと言えよう。

# 4 平泉渉「外国語教育の現状と改革の方向」 (1974年)

昭和49年(1974年) 4月18日, 自民党政務調査会に「外国語教育の現状と改革の方向―一つの試案」と題する文書が、同党の政調審議委員平泉渉(参議院議員)から提出された。いわゆる「平泉試案」である。

翌50年、上智大学教授渡部昇一がこの試案 に対して「すべてが誤解と誤謬から成り立って いる」と強く反対したことから、両者の間に論 争が始まり、英語専門誌や新聞などマスコミも これを取り上げ、大きな反響を呼んだ。

この試案は、厳密には英語教育廃止論ではなく、文字通り、「改革」を提案するものであるが、その改革が現状をあまりにも大きく変えようとするものであったため、英語教育関係者には廃止論と同様の衝撃を与えた。

試案は現状分析と改革の方向の大きく二つの 部分からなっており、きわめて簡潔で明快な提 案である。

その要点は次のとおりである(〒6)。

『わが国の外国語教育が、戦前戦後にわたって、 多くの学習時間にかかわらず、実用の域に達し ていないのは、文教政策上重要な問題である。 (現状分析)

① 高度の英語の学習が事実上全国民に対して 義務的に課せられている。

国民の子弟の9割以上が進学する高校の入 試,約4分の1が進学する大学の入試に英語が 課されるため、事実上すべての国民子弟に多く の時間、高度の内容の英語教育が行われている。

② その成果はまったくあがっていない。

会話能力だけでなく,卒業と同時に,「学習した」外国語はほとんど読めず,書けず,わからないのが実情である。

③ その理由は何か。

第1に、学習意欲が欠如している。わが国で は外国語の能力がなくてもまったく不便を来さ ない。英語は受験のための「必要悪」にすぎな い。

第2に、「受験英語」の程度が高すぎる。

第3に、わが国語とは語系の異なる難しい英語を教えるのに、欧米と同じ不効率な教授法が 用いられている。

(改革の方向)

- ① 外国語は、社会科や理科のような国民生活 上必要な「知識」でもなく、数学のような 「知的訓練」でもない。義務教育の対象とす ることは本来無理である。
- ② 義務教育である中学校では、「世界の言語 と文化」のような教科を設けて、世界の言語

と文化についての基本的な「常識」を授ける。 同時に、実用上の知識として、英語を現在の 中学1年終了程度まで「常識」として教授する。

- ③ 高校では、外国語教育を行う課程とそうでないものとを分離し、志望者に対してのみ、毎日2時間以上の訓練、毎年少なくとも1か月にわたる集中訓練を行う。
- ④ 大学入試には外国語を課さない。
- ⑤ 外国語能力に関する全国規模の能力検定制度を実施し、「技能士」の称号を設ける。

## (外国語教育の目的)

わが国の国際的地位、国情にかんがみ、国民の約5%が、外国語、主として英語の実際的能力をもつことが望ましい。』

この試案に見られる「実効のあがらない外国 語教育をすべての国民に課すのはむだである。 やるからには少数の限られた者を徹底的に教育 すべきだ」という論調は昭和30年の加藤論文 と共通している。(外国語教育を施す対象の限 定を「個人の選択」によるとするところも同じ である。)

試案の最後の項「外国語教育の目的」(「目的」は、正確には「目標」であろう)の「5%」が、英語教育を受けるべき者の数ととられるために、とくに大きな反響(反発)を招いたが、平泉は後に、「生徒の5%を選んで訓練すべきだとは決して言っていない。厳格に志望者のみに課して、その結果、国民子弟の約5%が外国語の実際的能力をもつようなことになれば望ましいと言っている」と、その誤解を指摘している。(また、改革の方向③の「選択による集中訓練」については、卒業に必要な単位のなかに算入しない、正規の「課外クラブ」のようなものと、これも後に補足説明をしている。)

この「平泉試案」に対して、渡部昇一は雑誌「諸君!」の昭和50年4月号に「亡国の『英語教育改革試案』」を寄せ、試案の細部にいたるまでことごとく反論した。

原文は、洋の東西にわたる広範な知識をもと に展開される長文の反論であるが、議論に直接 関係する要点のみ拾いだすと,

『わが国の外国語教育はまったく成果があがっていないという主張は、わが国が言語の障壁を 越えて西欧文化を消化し近代化を成し遂げたことを考えると、誤りである。

古来,日本人は、外国人と話すということとは別の外国語習得の仕方があることを知っていた。それは、「原典を正確に読む」ということである。

学校の英語教育で話せるようにならないとしても、アメリカに行って半年もすれば着実にのびる土台が与えられている。学校における英語教育はその運用能力の顕在量ではかってはならず、その潜在力ではからなければならない。

外国語教育が会話を主とする実用技術であるならば知的訓練にならないかもしれないが、わが国古来の、異質の言語で書かれた内容のある文章の文脈を誤りなく追うことはりっぱな知的訓練である。

外来語の氾濫という卑近な例をみても,外国 語の知識は今や国民生活に不可欠である。

英語の能力と他学科の能力との相関関係はき わめて高い。大学入試から英語をはずすことは できない。

青少年の5%だけに英語をマスターさせるとなるとどのような騒動になるか明白である。また、その5%が毎日2時間以上の訓練を受けるとなると、多方面に向かうべき才能の可能性はほとんど閉ざされてしまう。「試案」は「亡国の案」である。

結論として, 英語教師は伝統的な方法に自信を持つことが大切であり, 顕在化された能力としての英語教育は別に考えなければならない。』

この反論に対して、平泉は「諸君!」の翌5月号で、「(渡部教授の反論は)『成果は全くあがっていない』という私の事実認識について全く反論していない。」と述べ、成果は、渡部が例にあげる学者、専門家はともかく、それを除いた「残りの圧倒的な多数の人における語学教育」についてはあがっていないではないか、と

再反論している。そして、「試案」の主張するところは、外国語をマスターして世界と日本とのかけ橋になりたいという情熱のある人にだけ、本格的に、最新の教授法で徹底的な訓練を施すことにある、と再び強調している。

論争はその後、10月号まで毎号つづき、論 争としてみればきわめて興味ある論争となって いるが、互いに自説を主張しながら妥協すると ころは妥協し、結果としてさらに高度なものを 生み出していくという、議論本来の生産的な姿 はあまりみることができない。

渡部は、「私は学校教育の本筋は潜在能力、あるいは頭脳の基礎訓練と考えているのに対し、平泉氏は、実用能力の顕在化を学校に求めている」ことが根本的な相違点であり、学校に過剰な期待をしてはならないと現状を肯定する(6月号)のに対して、平泉は、「日本の根本的な問題の一つは日本の人口と資源との間の極端なアンバランス」にあり、「日本と諸外国との間で……十分なコミュニケーションを作り出すためには、何をおいてもことばの壁を取り払うことに努力しなければならぬ」(7月号)と外国語教育の改革を強く訴えている。

渡部の論はわが国の外国語(英語)教育の効率があがらないことを一切認めようとせず、現状肯定にあまりにも傾きすぎており、これまでの論争史上なされた反論と同様、一般の納得するところとは考えられない。なお、渡部の言う(運用能力の)「顕在量」と「潜在力」は、それぞれ、「実用価値」、「教養価値」と、ある意味では、同義であろう。

#### 5 外国語(英語)教育の目的と価値

これまでの外国語教育(以下,英語教育)廃 止論,あるいは改革案に共通しているのは次の 諸点である。

- ① 学校教育における英語教育は実際の役に立っていない。
- ② 英語教育は生徒にとって大きな負担となっている。
- ③ 英語はすべての国民にとって必要なもので

はない。

④ 英語教育は必要とする者だけを対象にして 徹底して行うべきである。

要するに、論点は、「何ら実効をあげない英 語教育を、すべての国民に学ばせる必要はな い。」ということである。

これに対する反論, つまり英語教育擁護論は次の諸点にまとめることができる。

- ① 教育は実用のみを目的とすべきものではない。
- ② 英語を通して異文化を知ることによって視 野を広くすることができる。
- ③ 世界で最も広く通用する英語を学ぶことで 諸外国との意志の疎通が可能となる。
- ④ 英語教育が役に立っていないのは教授法が 不備だからである。

昭和2年の帆足理一郎にしたがって、教育価値を実用価値と教養価値とに分けて論じるならば、社会一般は、建前としての教養価値を認めながらも、結局のところ、実用価値だけを問題としてきた。外国語の実用価値が疑うべくもなかった明治時代には外国語廃止論がまったく現れていないことが、何よりもそのことを証明している。すでに外国の文明を取り入れる道具としての外国語の使命が終わったと感じられたとき、さらに言えば、わが国力が先進諸国に比肩するものとなったと意識され始めたとき、初めて廃止論は起こったのである。

教育が実用価値だけで論じられるべきでないことに異論をさしはさむ余地はないと考えられる。しかしながら、英語教育廃止論は、例外なく、実用価値(あるいは英語教育の効率)に対する疑問から始まっている。この事実を無視することはできない。

英語教育の実用価値に疑問が呈されたとき、 反論としてしばしば引き合いに出されるのは数 学で(HT)、「数学にどれだけの実用価値があると いうのか。実用価値はなくても数学は必要とさ れているではないか。」という主張がなされる。 しかしながら、教科としての数学と英語には決 定的な差異がある。すなわち、生活の次元にあ る「算数(算術)」は別として、「数学」は抽象 の次元にあるという点である。数学教育の扱う 数字, 記号はすでに抽象である。社会は抽象の 次元にある数学の存在価値をそのまま認めてい る。そうである以上, そこに「実用価値」が論 じられる間隙はほとんどない。

それに反して英語教育は、たとえそれが「文法」という形をとっても、完全な抽象の世界に 飛躍し去ることができない。英語の扱う「ことば」は、数字、記号に比べれば、あくまで具象 である。意志、感情の表出、伝達の道具として すぐれて実用の手段である言語を対象とする英 語という教科は、いかようにしても「実用価値」 を切り離すことができない宿命にあると言って よい。

現行の高等学校学習指導要領の「外国語」の「目標」は「外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。」となっており、前段(「……とともに」まで)は実用価値、後段は教養価値に言及していると考えられる。

現在行われている英語教育の目的論は、ほとんど例外なく、この学習指導要領の「目標」にならって、実用価値と教養価値の統合を図り、両者の調和をめざそうとしている(#8)。

上記の反論(英語教育擁護論)①~④の論点を同様の観点から整理すれば、③はまさに実用価値を標榜しているものであり、④は、裏返せば、実用価値を高めるための英語教育界の努力を表明しているものとみることができる。事実、この、実用価値を高めるための努力は、科目「オーラル・コミュニケーションA、B、C」の導入や文部省の「語学指導を行う外国青年招致事業」に具現化され、その効果を発揮しつつある。

英語教育は、問題の現実的な解決として、実 用価値も教養価値も同等に重んじる道を選ん だ。そのことは、英語教育の特性を考えたとき、 現実論として首肯できることである。現実に行 われているように、両者の間のバランスをとり ながら進むことが最も実際的な唯一の方法であ ることに間違いはない。それにもかかわらず、 依然として解決すべき問題は(少なくとも、これまでみてきた英語教育存廃論に関して言えば)二つあると考えられる。

ひとつは、「学校の英語教育は実効があがっていない」という批判にどう答えるかということである。

平成8年8月に文部大臣から諮問を受けた教育課程審議会が10年7月に出した答申の中では、「実践的なコミュニケーション能力の育成」が強調されており((トラ))、その方向での改善の努力が今後ますます強められると考えられるが、その際、基本的に必要なことは、まず学校教育(公教育)における英語教育の到達すべき自標な教育のは一定の限界がある。それを明確にしたうえで、目標は到達可能な範囲内での基礎・基本に限定し、少なくとも、掲げた目標は確実に達成する、そのことによってしか、「非効率」の批判を消し去る方法はないと考えられる。

いまひとつは、いわゆる「教養価値」に関し てである。

この点における現在の最大公約数的な論拠は、「国際的な視野を広げ、異文化を理解し尊重する態度を育てる。」(#E10)ということである。

昭和30年の論争の中で、加藤周一は「合理的な思考を訓練するためには……幾何をやったほうが有効なのではないか。国際的な視野を獲得するためには、日本語で地理を勉強したほうが早くはないか。自分以外の存在を知るためには……外国の軍隊の基地を訪れたほうが……印象が強いのではないか。」と述べている。(「再び英語教育の問題について」「世界」昭和31年2月号)

英語教育の主張する「教養価値」に対して常に同様の反論が可能である。(さらに遡れば、大正5年の大岡論文、昭和2年の藤村論文にみられる、「翻訳で十分」という論旨も、つまるところ、同趣旨の反論である。)他の手段によっては実現不可能な、英語教育固有の「教養価値」についていかにして一般の合意を得るかと

いうことが重要な問題として残る。

昭和11年(1936年)12月,英文学者福原 麟太郎はそれまでに行われた英語教育に対する 批判に答える形で,「英語教育の目的と価値」 を書いた。(この論文は岡倉由三郎の名前で発 表されているが,「序」にあるように,病床に あった岡倉に代わって福原が執筆したものであ る。) (注11)

この論文は、表題の示すとおり、英語教育の目的と価値について余すところなく論じ尽くした、英語教育擁護論の集大成とも言うべきものであるが、その中で福原は、『文化の発展のためには、外国の文化に正当な批判を加えて、その長所を取りわが国の文化の短所を補うことが必要である。その外国文化に批判を与えるのが英語教育である。』として、『英語教育は、第一に日本の文化を正しく認識するために外国文化を批判する目をもたせる、第二に外国文化を正しく評価するために外国文化をよく理解させることに役立つ。』と説いている。

この主張の正当性は疑うべくもない。それにもかかわらず、「それは、英語教育によらずとも他の手段で代えることができる」という反論は依然として成立する。問題を解く鍵は、福原論文の次の部分にあると考えられる。

「いちばん広範にいちばん抽象的なものについても文化を伝達しうるものは言葉である。……一国の文化を代表しているものは言葉である。」(『E12)

きわめて簡単な例として、福原は、It is a dog.を例にあげ、この英語の語順は、「仏、独その他ヨーロッパの多くの言葉を代表してヨーロッパ的観念状態の特徴、すなわち、『ソレハ、アル、犬デ』という、特殊な観念配列法にしたがっている。これは日本的観念状態と異なる配列である。」と述べている。

人の思考,認識の過程は「言語」によって規定されるという意味において、「言語」が「文化」そのものであるならば(\*\*\*)。 外国語を学ぶことは、本質的に、異文化を学ぶことに他ならない。 それは外国語によって書かれている事柄の内容によって異文化を学ぶということではな

く、外国語という言語そのものが内包している 文化を外国語を習得する過程で直接学びとるこ とを意味している。外国語学習の固有の価値は そこにこそ求められねばならない。

そのような意味での異文化の学習は、平泉試 案の言う「世界の言語と文化」のような科目は 言うまでもなく、他のなにものによっても代替 は不可能であり、外国語という「言語」の習得 を通してはじめて可能となる。しかもそれを教 えるには、加藤周一が侮蔑をこめて例にあげる 「猫がねずみをとらえる」(A cat catches a mouse.) によってでさえも、日本語と英語と の対比によって明かされる二つの異なった「文 化」の価値を考えたとき、十分である。(この、 一見平易な日本語と英語の中に潜んでいること ばとしての差異は、「Actor-Action-Goal」の 語順の点においても、また、「①猫が ②ねずみ を③とらえる」の ①~③ はどのように組み替 えても、一応日本語として成立するが、「①A cat ②catches ③a mouse.」の場合は同様のこ とは起こらない (①と③は組み替え可能である が、意味は正反対となる)という点においても、 顕著に認めることができる。)

さらに具体的な一例をあげるならば、英語に は「無生物主語」と言われる表現がある (Nothing will make him change his mind. 「何ものも彼にその考えを変えさせることはな い」)。このような、無生物を主体とし人間を 客体とする表現は、本来の日本語にはないもの である。ことばが思考の形式であり世界観を規 定するものであるとすれば、そのことばをもた ないことは、とりもなおさず、そのような世界 観をもたないということである。したがって、 この「無生物主語」の表現を学ぶことは、日本 語を豊かにするばかりではなく(ほ14)、異質の世 界観の存在を知ることによってそれまでの世界 観を革めることを意味すると言っても決して言 い過ぎではない(ほ15)。 その変革の過程は、学校 教育の現実の場では必ずしも劇的なものとは言 えないにしても、緩やかに、しかし、着実に進 行するものとなるはずである。

外国語(英語)教育に固有の価値は、このよ

うに、対象とする言語(英語)そのもののなかに求めることによって、いっそう強固なものとなる。そこに、どのような廃止論にも耐え得る英語教育の価値を見いだす糸口があると考えられる。

## おわりに

最後に付言すれば、仮に外国語(英語)教育の絶対的な価値が確立したとして、それをすべての国民に学習させる、つまり、必修科目として課すかどうかということは、また別個の問題である。それは、学校教育の教育内容の総量に一定の限度があるかぎり、科目間のプライオリティにかかわることであり、決定は厳密な検討を経たうえでの国民(国家)の選択に委ねるしかない。

戦後の教育課程において外国語は、中学校では一貫して選択科目であり、高等学校においても昭和35年の改訂で第1学年に必修となった(45年の改訂で再び選択となる)のを唯一の例外として、選択科目であった。

今次の教育課程審議会の答申では、「中学校 および高等学校の外国語科を必修とすること」、 また、中学校においては、「英語を履修させる ことを原則とする。」としており、外国語(英 語)教育にとって画期的な答申となっている。

そこに至るまでにどのような議論が行われたのかは明らかにされていない。付されている理由は、(「必修」としたのは、)「国際化の進展に対応し、外国語を使って日常的な会話や簡単な計を動力を表現できるような基礎的・実践的などがあり、(中学校において「英語」が選ばれたのは、)「英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態などを踏まえ」ということである。一読して明らかなように、これらの理由はいずれも「実用価値」にかかわるものであり、「教養価値」については何もふれられていない。

「答申」に対する反響は、外国語について言

えば、全校種に創設されることとなった「総合的な学習の時間」の学習活動の小学校における例として、「国際理解教育の一環として外国語会話等」があげられていることから、小学校でも英語教育が行われるということに集中しているが、外国語(英語)の必修化には今のところ反応がみられない。

事は、事実上必修科目と同様に扱われてきた 現状の追認というような単純な問題ではない。 外国語(英語)をすべての国民が学ぶべきもの として、国家(国民)が認めた(ようとしてい る)。このことの意味はきわめて重大である。

それは英語教育界にとって喜ばしいことには 違いないが、大正期以来の、英語教育存廃論の あとをたどってきたいま、論議が尽くされない (と思われる) まま、少なくとも、「教養価値」 についての議論を欠いたままでの「必修化」の 結末には一抹の感慨と危惧とを抱かざるを得な い。

(注)

- 高梨健吉・大村喜吉「日本の英語教育史」(大修館 書店, 1975) p.3
- 2) この時の時間数は、1・2年が各6、3年が7、4・5年が各5(総計29)時間で、「国語および漢文」の20時間よりはるかに多くなっている。(『英語教育史資料』東京法令出版、1980 第1巻p.50)
- 3)第1~3章に取り上げた論文はすべて、川澄哲夫編『資料日本英学史』(大修館書店、1978) 第 2巻 『英語教育論争史』によった。同書には関連の論文が多数原文のまま集録されており、本稿をまとめるに当たって、資料収集の労を執ることがなかった。記して謝意を表するものである。
- 4)「実用価値」、「教養価値」の二つの概念を最初に導入したのが帆足であるという確証はないが、『資料日本英学史』に所収の論文をみるかぎり、帆足をもって嚆矢とする。
- 5) 前掲『英語教育史資料』第5巻「年表」および前 掲『資料日本英学史』による。
- 6) 第4章の論文は、『英語教育大論争』(文芸春秋社、 1975) によった。
- 7) 第2章で取り上げた帆足理一郎は「もしそれ普通

#### 別府大学短期大学部紀要 第18号(1999)

教育が実際価値のみを重んずるならば、立体幾何 や三角を必修とすることが、どれだけ中学卒業生 の職業に貢献しているであろうか。」(『廃止には反 対である』)と述べている。

- 8) たとえば、高橋庸雄・高橋正夫『英語学概論』(金星堂、1990) は、「国際コミュニケーションの具として『使える英語』を教えなければならないという基本姿勢の中にも、生徒1人1人の人間性を尊重し、日本語という社会の外に広がるさまざまな人間の生き方に対して健全な興味を育てようとする態度をもつ」ことが肝要と説く。
- 9) 『幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について(答中)』(平成10年7月29日, 教育課程審議会) p.65
- 10) 同上
- 11) 前掲『資料日本英学史』による。

- 12)昭和2年の帆足論文は「人間精神の直接の表現たるその国語」と言っている。
- 13) 言語的相対性については、「サピア・ウォーフの仮 説」(Sapir-Whorf hypothesis) が有名である。
- 14)「無生物主語」の日本語への影響は、藤森成吉の戯曲(昭和2年)のタイトル「何が彼女をそうさせたか」に象徴的であるが、すでに夏日漱石においてみられる。

「著作的事業としては、失敗に終りましたけれども、その時たしかに握った自己が主で、他は實であるという<u>信念は、今日の私に非常の自信と安心を与えてくれました。</u>」(『私の個人主義』、大正4年)

15) 第3章 中橋一夫の言う「ショック」とは、この ことを意味していると考えられる。